

貸付申込書記入例の説明

(住宅・住宅災害貸付け)

記入例	説 明
① (申込金額)	申込金額は ⑮・⑯ のいずれか高い方の金額を限度として10万円単位、端数切り捨て
②・③ (申込金額の内訳)	貸付金の返済は、毎月償還の外、申込金額が100万円以上の場合はボーナス併用償還も選択できる。(ボーナスのみの償還は不可) この場合、ボーナス償還分については①の 1/2 以内で50万円を単位
④・⑤ (希望する償還回数)	④は② (毎月償還) の希望する償還回数、⑤は③ (ボーナス償還) の希望する償還回数を④の 1/6 以内で設定
⑥ (毎月償還額)	毎月償還の賦金率表から希望する④の償還回数に該当する賦金率を求め、②の償還金額に乗じて算出 (端数四捨五入)
⑦ (ボーナス償還額)	ボーナス償還の賦金率表から希望する⑤の償還回数に該当する賦金率を求め、③の償還金額に乗じて算出 (端数四捨五入) なお、貸付けを受けた月により1回目のボーナス償還までに発生する経過利息が異なるため、貸付けを受ける月の欄に照らし賦金率を求めること
⑧ (給料月額)	現に発令されている給料 (教職調整額及び給料の調整額を含み、給料カット後の額)
⑨ (組合員期間)	組合員期間は、組合員証の資格取得年月日から計算し満年数 (端数切り捨て) を記入 なお、国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合から引き続いて公立学校共済組合の資格を取得した場合には通算することができる
⑩ (給料の月数)	次頁 [別表1] から求めて記入
⑪ (給料月額の10分の3)	共済組合で借り受けている全ての貸付けの毎月償還合計額が、給料月額⑧の 3/10 以内となるよう償還回数で調整(⑳-㉑+⑥) ≤ ⑪
⑫ (給料月額の10分の6)	共済組合で借り受けている全ての貸付のボーナス償還合計額が、給料月額⑧の 6/10 以内(㉒-㉓+⑦) ≤ ⑫
⑬ (完了予定日)	工事請負契約書などにより記入
⑭ (給与支給機関)	県費職員は島根県総務事務センター、市町村費職員は市町村名を記入 その他の組合員は各自の給与支給機関名を記入
⑮ (組合員期間による算出)	給料月額⑧に次頁 [別表1] から求めた⑩を乗じて記入
⑯ (退職手当額)	給料月額⑧に次頁 [別表2] から求めた⑨の年数に該当する値を乗じて記入
⑰ (受取金融機関)	組合員名義の口座を記入 (給付金等受領口座以外の口座を記入するときは、通帳の写しを添付すること)
⑱ (団体信用生命保険)	団体信用生命保険に加入 (適用) するか否かを、所属所から入手したパンフレットを参考に選択し○を付す。(これは任意加入の保険です) 加入する場合は、所属所に備え付けの申込書を併せて提出
⑲ (申込事由)	該当項目に○を付す

<住宅貸付けの貸付け限度額>

下記の〔別表1〕、〔別表2〕のうちいずれか高い額（上限1,800万円）

〔別表1〕（記入例⑩と⑮）

組合員期間に応じた額

組合員期間	貸付限度額
6月以上～ 3年未満	給料月額×10月
3年以上～ 5年未満	給料月額×15月
5年以上～10年未満	給料月額×25月
10年以上～20年未満	給料月額×35月
20年以上	給料月額×45月

〔別表2〕（記入例⑯）

仮定退職手当の額

給料月額（※前頁の⑧参照）×支給率

勤務年数	支給率	勤務年数	支給率	勤務年数	支給率	勤務年数	支給率
1	0.5022	11	7.43256	21	21.3435	31	35.7399
2	1.0044	12	8.16912	22	23.0175	32	36.7443
3	1.5066	13	8.90568	23	24.6915	33	37.7487
4	2.0088	14	9.64224	24	26.3655	34	38.7531
5	2.511	15	10.3788	25	28.0395	35	39.7575
6	3.0132	16	12.88143	26	29.3787	36	40.7619
7	3.5154	17	14.08671	27	30.7179	37	41.7663
8	4.0176	18	15.29199	28	32.0571	38	42.7707
9	4.5198	19	16.49727	29	33.3963	39	43.7751
10	5.022	20	19.6695	30	34.7355	40	44.7795

組合員期間・年数については、満年数（1年未満は切り捨て）になります。

様式第1号（2）の3

住宅・住宅災害貸付申込書に添付する書類

申 込 事 由	添 付 書 類
(マンション等中高層共同住宅を含む) 土 地 付 住 宅	新 築 購 入 (建築中のものを 含む。) ① 売買契約書の写し ② 敷地の登記事項証明書の原本 ③ 確認済証の写し ④ 住宅の平面図
	中 古 購 入 ① 売買契約書の写し ② 敷地の登記事項証明書の原本 ③ 住宅の登記事項証明書の原本 ④ 住宅の平面図

申 込 事 由		添 付 書 類
住 宅	新 築	① 工事請負契約書の写し（契約金額が 150 万円以下の場合、請書の写しをもってこれに代えることができる。） ② 敷地の登記事項証明書の原本、敷地の名義人の工事承諾書（名義人が申込人以外の場合のみ） ③ 確認済証の写し ④ 住宅の平面図
	増築、改築、移築	① 工事請負契約書の写し（契約金額が 150 万円以下の場合、請書の写しをもってこれに代えることができる。） ② 敷地の登記事項証明書の原本、敷地の名義人の工事承諾書（名義人が申込人以外の場合のみ） ③ 住宅の登記事項証明書の原本、住宅の名義人の工事承諾書（名義人が申込人以外の場合のみ） ④ 確認済証の写し ⑤ 住宅の平面図
	購 入	① 売買契約書の写し ② 敷地の登記事項証明書の原本、敷地の名義人の工事承諾書（名義人が申込人以外の場合のみ） ③ 住宅の登記事項証明書の原本（新築中のもので未登記の場合は確認済証の写し） ④ 住宅の平面図
	修 理	① 工事請負契約書の写し（契約金額が 150 万円以下の場合、請書の写しをもってこれに代えることができる。） ② 住宅の登記事項証明書の原本、住宅の名義人の工事承諾書（名義人が申込人以外の場合のみ） ③ 修理箇所の図面又は写真
	借 入 れ	① 賃貸借契約書の写し ② 住宅の平面図
敷 地	購 入	① 売買契約書の写し ② 敷地の登記事項証明書の原本 ③ 住宅新築工事に係る誓約書
	借 入 れ	① 賃貸借契約書の写し ② 住宅新築工事に係る誓約書
	補 修	① 工事請負契約書の写し（契約金額が 150 万円以下の場合、請書の写しをもってこれに代えることができる。） ② 補修箇所の図面又は写真 ③ 敷地の登記事項証明書の原本、敷地の名義人の工事承諾書（名義人が申込人以外の場合のみ） ④ 市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書（水震その他の非常災害により損害を受けた場合に敷地を補修するとき。）
<p>住宅災害貸付け又は貸付規程第 8 条第 3 項（住宅貸付けの特例）による住宅貸付けの申込人は、上記に掲げる書類のほか、市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書を添付すること。</p>		

※ 上記の書類のほか実情に応じて、支部長が必要と認める書類

(H30. 4)